

はじめに

「戦後五〇年」にあたる一九九五年は、同時に治安維持法にとっても「公布施行七〇年」・「廃止五〇年」の節目の年となった。「廃止五〇年」は、大日本帝国の崩壊とともにその抑圧体制が「解体」されたのだから「戦後五〇年」と必然的に重なる。一九二五年の公布施行から四五五年の廃止まで、治安維持法は二〇年の運用に過ぎなかったが、そのほぼ「昭和」の前半と重なる二〇年は大日本帝国の膨張と自己崩壊の期間、換言すれば「一五年戦争」とその準備期間にほかならない。

治安維持法の本質は、その成立と廃止の過程に象徴的に示されるといってよい。すなわち、朝憲紊乱の禁圧から「国体」変革の防遏に収斂することで成立に漕ぎ着けると、その「国体」変革の領域は際限なく膨張し、前半の一〇年で本来の取締対象たる「国体」変革をめざす日本共産党とその外郭運動を組織的には解体させると同時に、後半の一〇年間には「国体」への異議者、さらにはあらゆる「国体」の非忠誠者の一掃に邁進した。それは具体的には戦争遂行体制への批判や障害とみなされたものを、思想・信仰の次元まで封殺し、「国体」への忠誠を強制的に導き出す威嚇の規範ともなった。そして、ポツダム宣言受諾に際し「国体護持」に固執した日本政府は、八・一五以後も「国体護持」のために治安維持法の存続を図った。「国体」変革防遏Ⅱ「国体護持」にこそ、治安維持法の究極の法益があったのである。

一九三〇年代後半以降の共産党以外への、「国体」にまつらわざるものⅡ異議者・非忠誠者に対する適用の拡大はよく知られることだが、とくに植民地の朝鮮において日本国内以上の猛威が振るわれていたこと、および「満洲国」で疑似治安維

持法的な治安法令を根拠に「反満抗日運動」が弾圧されたことは、治安維持法を考えるうえで重要な論点となる。一言でいえば、大日本帝国のすべての空間で、「国体」変革防遏が貫かれていたということである。

さて、本資料集および本解説では、治安維持法の成立・「改正」の経緯を中心に、前史・後史に視点を広げつつ、また植民地での運用や「満洲国」の治安法制を含め、戦前日本と東アジアの自由・平等・平和を希求する運動と思想を抑圧し、人権を蹂躪したこの稀代の悪法の全体像を提示することを目的とする。悪法の悪法たる由縁は、やはりその実態に即して明らかにしなければならぬ。ここに集めたものの大半は、治安維持法（ないし「改正」）の立案や運用にあたった抑圧取締側の当事者の作成した文書類だが、それらを通じて彼らの取締の論理と「国体護持」の意味が明らかとなる。そして、この悪法によって必死に守られようとした大日本帝国の根幹部が見透かされてくるはずである。

*

こうした観点にもとづき、本資料集・解説では全体をつぎのような八編から構成している。関係資料の残存や蒐集可能な状況などの制約のため、ここでは治安維持法の立法・「改正」過程に焦点をあてた編構成を採っている（カッコ内は主な収録範囲）。

- I 過激社会運動取締法案とその前・後史 (一九〇〇年～二四年)
- II 治安維持法の成立 (一九二四年～二七年)
- III 治安維持法の改悪 (一九二八年～三三年)
- IV 第二次治安維持法の「改正」案 (一九三三年～三九年)
- V 思想犯保護観察法 (一九三三年～四五年)
- VI 新治安維持法 (一九四〇年～四五年)
- VII 治安維持法廃止とその後史 (一九四五年～五二年)
- VIII 「満洲国」の治安法 (一九三二年～四五年)

この構成に即して、治安維持法二〇年とその前・後史を粗描しておこう。

一九一七年のロシア革命の成功と一八年の第一次世界大戦終結によるデモクラシー思想の興隆、さらに国内の米騒動勃発や社会運動再興の気運は、支配層に深刻な危機感を抱かせ、とくに内務・司法両省に「過激思想」流入に対する新たな治安立法の必要性を痛感させた。その具体化が一九二二年の過激社会運動取締法案であるが、これは議会内外の強い反発で廃案となった。その後も内務・司法両省は治安立法の起草を続け、二三年九月の関東大震災の混乱を利用して「治安維持令」を緊急勅令として公布施行したものの、共産主義運動の勃興に対応できなかった。Iでは、過激社会運動取締法案のルーツを一九一〇年の「大逆」事件前後の取締当局の動静や欧米諸国の治安法制の研究に求めるほか、過激法案廃案後の新治安立法の起草継続に注目する。

その立案過程で、法のねらいが従来の「過激思想」宣伝や流布の取締から「国体」変革および「私有財産制度」否認を目的とした結社の処罰に転換したことによって、治安維持法は第五〇議会で成立し、一九二五年五月に施行された。統治体制再編の要として普通選挙法と日ソ基本条約の締結を実現させる一方で、統治体制の根幹である「国体」と「私有財産制度」の破壊を志向する革命運動は禁圧する必要があるという認識が為政者層の共通認識となったがゆえの成立であった。IIでは、法益の転換と「国体」「私有財産制度」の概念の登場過程を検証するとともに、初発における治安維持法の国内と朝鮮における適用の相違が明らかになる。

一九二八年の三・一五事件は、国内の治安維持法の本格的適用となった。予想外に共産党の勢力の広く深い伸張に驚愕した政府は、一連の治安体制の強化策を実現させる。議会による治安維持法の「改正」に失敗すると、すぐに緊急勅令によって「国体」変革行為の処罰最高刑を死刑に引き上げるほか、いわゆる「目的遂行罪」を導入するという「改正」を強行する。抑圧取締の執行機関たる特高警察の整備拡充や思想検事の拡充などを合わせ、ここに治安維持法体制の確立をみたといえる。この「改正」を急ぐ理由の一つに、日本の山東出兵に対する共産党の反軍反戦闘争への警戒があったが、それは一九三一年の「満洲事変」以後のあらゆる戦争反対・批判の言動を圧殺する治安維持法の威力を予告するものであった。一九三二年から三四年にかけて治安維持法の発動はピークに達し、共産主義運動は組織的にはほぼ壊滅させられた。IIIでは、治安

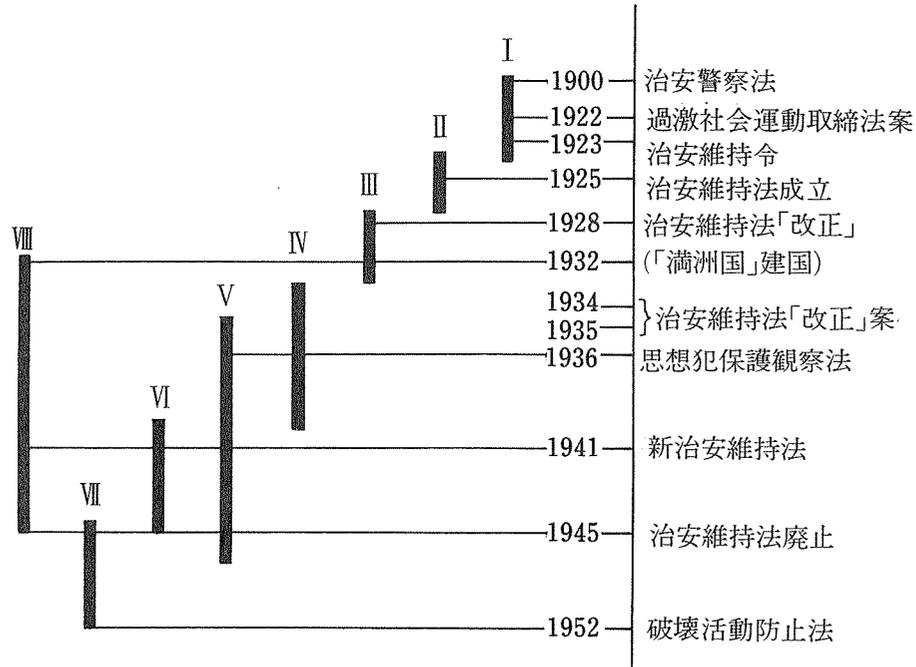
維持法の「改悪」の経過を追うとともに、一九三〇年代前半の運用の状況を検証する。

治安維持法は「国体」変革概念について「目的遂行罪」の規定を獲得することによって、自己増殖の衝動を遺憾なく発揮しうることになった。ひとたび自己増殖の勢いがつくと、法解釈の拡張の窮屈さを解消すると同時に新たな取締領域と刑事手続の簡略化などを求めた「改正」が試みられる。一九三四年と三五年の二度の「改正」案は、近代法の罪刑法定主義の原則を逸脱し、名実ともに「ファッショ法」たる体裁と内容を備えるものであった。いずれもこの時点では廃案となるが、一九三〇年代後半の治安維持法の運用は二度の「改正」案をステップとして実質的に「ファッショ法」たる内容のものに変質していた。IVにおいては、治安維持法の増殖の実態とそれを追隨・追認する「改正」の論理、さらにそれをバネとした三〇年代後半の運用状況を概観する。

共産主義運動の逼塞化に目途がつきはじめた一九三三年頃から、「転向」政策の積極的推進と相まって、思想犯に対する「保護」と「観察」の対応が急務となった。すぐにそれは三四年と三五年の治安維持法「改正」案に盛り込まれ、三六年には単独で思想犯保護観察法として成立した。これは特高警察の監視とは異なり、思想司法の新たな領域の拡大であり、治安維持法体制を直接的に補完補強するものとなった。母法たる治安維持法がのっぺらぼうでなかったように、思想犯保護観察法も九年ほどの施行期間のうちに、大きくその役割を「保護」から「観察」に重点を移した。Vでは、これまで十分な注意を引いてこなかったこの法律の意図と実態を明らかにし、治安維持法体制の一翼に位置づける。

一九四一年の二度目の治安維持法「改正」は、三〇年代後半に一段と増進した拡張解釈を追認するとともに、刑事手続きの特例と「予防拘禁」制を一举に実現させ、新治安維持法と呼ぶべきものとなった。それ自体が名実ともに「ファッショ法」となるにとどまらず、同時に成立した国防保安法とともに、法体系全般の戦時特例化を招来した。VIでは、この「改正」の立案の経緯と運用の実際を概観するとともに、先行する朝鮮の「予防拘禁」制にも注目する。

冒頭で述べたように、治安維持法の本質はその「廃止」過程に露呈する。八・一五以後も「国体護持」に執心するゆえに、治安維持法は、特高警察とともにGHQから「廃止」が指令されるまで、当然のように存続された。さらにこの指令の遂行過程で特高警察の温存が図られたように、社会運動を監視抑圧する態勢は治安維持法「廃止」の直後から再構築が開始



される。VIIが対象とするのは、この間の状況である。

本資料集では、治安維持法を日本国内の抑圧取締の次元にとどまらず、「(大)東亜治安体制」の要として把握することを考えた。その輪郭さえ十分にしめすことはできなかったものの、まずはこうした問題の所在の提示こそ必要と判断したからである。朝鮮における治安維持法・思想犯保護観察法の適用は、共産主義運動・民族独立運動のおそらく二万三〇〇〇人以上におよぶ検挙者、死刑適用を含む日本国内以上の苛酷な運用、「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」(制令第七号)や朝鮮思想犯予防拘禁令という先行の治安法令など、それ自体として独立した編が必要だろうが、ここでは関係資料をIからVIまでに配置した。

VIIIとして「満洲国」の治安法を独立させたのは、暫行懲治叛徒法と「満洲国」治安維持法による治安体制を、一応日本のそれと区別するためである。しかし、その治安体制自体が日本のそれの疑似的なものであり、その立案・運用者が日本の軍・警察・司法の治安当局者であったこと、さらに一九三七年までは日本の治安法令が「満洲国」内で適用されていたことなどは、「(大)東亜治安体制」の重要な一角をなすことを雄弁に物語る。

これらの八編の収録範囲を時系列的に図示すると、上図のようになる。

Iの前史とVIIの後史を除き、IIからVIまでは、一九二五年、二八年、三四・三五年、四一年という治安維持法の法史的画期をふまえて

時期区分してある。なお、一九三六年の公布施行から四五年一〇月の廃止までのVの思想犯保護観察法は、IV、VIおよびVIIの治安維持法の運用期間と重なる。ただし、それぞれ法（「改正」）の立案過程から検証するため、先の画期以前から資料を収録している。また、VIIIは「満洲国」の建国から崩壊までを範囲とする。

治安維持法を基軸にして社会運動の抑圧取締と国民生活の監視統制にあたるのは、主要には特高警察と思想司法（検察・公判・行刑・保護の全般を総称するものとして用いる）である。そのうち、治安維持法運用の文字通り第一番目の、かつ最大の担い手であった（しかも検挙・取調という司法警察の役割以上に行政警察的機能として治安維持法を駆使していた）特高警察に比べ、思想犯罪の「処理」に深く関わった思想司法、なかでも思想検事については、従来十分には注意されてこなかった。治安体制の主要な主体として、両者は協力と競合・対立の関係にあり、思想検事が次第に思想犯罪「処理」の主導権を獲得していくという実態があるにもかかわらず、である。

こうした抑圧取締や監視統制の遂行過程で、内務省（警保局）や司法省（刑事局・保護局など）・裁判所においてそれぞれ膨大な関係資料が作成された。そのうち内務省の『社会運動の状況』（年報）・『特高月報』、および司法省の『思想月報』・『思想研究資料特輯』・『思想資料パンフレット（特輯）』シリーズなどは、いずれも復刻版が刊行されている。私自身も、特高警察については『特高警察体制史』（増補版 一九八八年、せきた書房）などで概観し、『特高警察関係資料集』（三〇巻 一九九一―九四年、不二出版）に主要な資料を収録している。そこで、全般的な抑圧取締の状況などについては上記の資料群に譲ることとし、本資料集では管見に入った治安維持法の運用に直接関わるものや検挙・検察・公判・行刑・保護観察などに関する各種の統計類の収録にとどめた。なお、本来なら治安維持法研究に不可欠な法案（「改正」案）の議会での審議（本会議・委員会議事速記録）や思想検事・判事らの「思想実務家」の会同の記録なども、一部を除いて、収録していない（以上の大部分は『思想研究資料特輯』の各号に収録、またそれらを抄録した『現代史資料』45『治安維持法』（奥平康弘編）は利用価値が高い）。

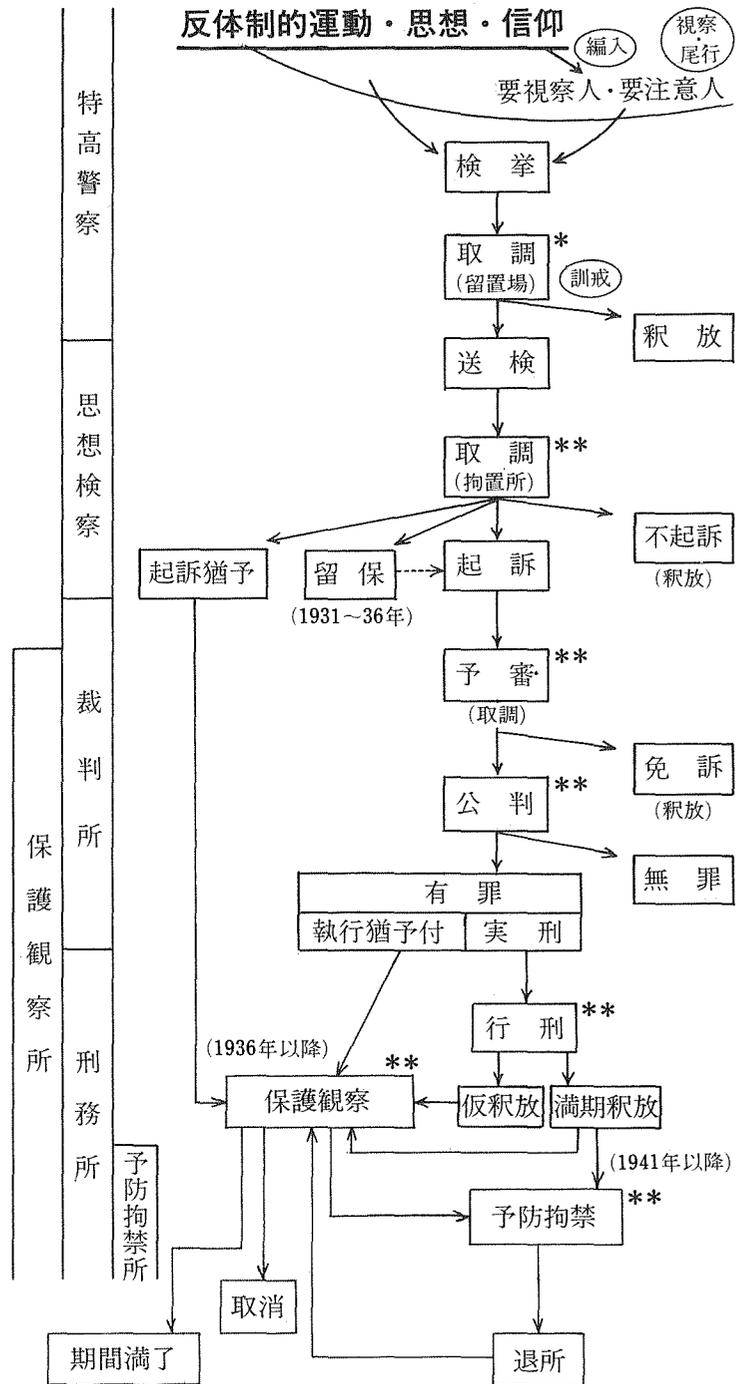
もう一つ運用の全体的状況をみるのに治安維持法裁判の判決・判例が参考になるが、これらについては解説で一部触れたものの、全体的にはそれらの蒐集を含めて今後の課題である（前掲『現代史資料』には主要な大審院判例を収録）。また、

植民地における治安維持法の運用および「満洲国」の治安法とその運用については、それぞれ解明の入口となる資料の提示にとどまるし、軍隊内における治安維持法の適用に関する資料は収録できなかった。さらに、治安維持法を適用された被抑圧取締側の資料もほとんど含まれていない。こうした課題を残しながらも、この資料集と本解説が、治安維持法がなぜ悪法であるのか、どのように悪法であるのかを、今まで以上に明白にしうるものになっていることを確信している。ひいては、大日本帝国の根幹部まで見透かすことが可能となることを願う。

*

治安維持法違反などの思想犯罪はどのように「処理」されるのだろうか。検挙・検察・公判・行刑・保護観察という一連の流れは、おおよそ次ページの図のように考えられる。

特高警察は、犯罪の内偵捜査（特別要視察人などとして日常的に監視。犯罪の立件にはスパイや謀略も含む）と検挙・取調（肉体的・精神的拷問や「転向」への誘導を含む）をおこない、地裁検事局へ送致するか訓戒などを与えたいえで釈放するか選択となる。それ以降は思想司法の領域で、検事局の思想検事は取調のうえ、起訴・起訴猶予（一九三一年から三六年まで起訴の「留保処分」を導入）・不起訴の選択をおこなう。起訴されると、まず予審があり、予審判事によって実質的な取調がおこなわれ、本公判へ進む場合と免訴の選択となる。本公判（三審制だが、新治安維持法下では第二審の控訴審が省略される）での審理を経て、判決は有罪（実刑と執行猶予付）か無罪となる。実刑の有罪となれば、刑務所に收容される（行刑）。このいずれの段階でも「転向」への誘導がなされる。ここまですが一九三〇年代前半までの「処理」過程で、三〇年代後半からは思想犯保護観察法による「保護観察」の段階がこれらに加わり、四一年の新治安維持法により「予防拘禁」がさらにその先に加わる。「保護観察」の対象となるのは、起訴猶予・執行猶予・満期釈放・行刑中の仮釈放の四つの場合で、保護観察審査会の審査で決定される（これらの「保護観察」を受ける者の多くの場合、特高警察による監視もなされた）。また「予防拘禁」は満期釈放者および「保護観察」中の「非転向」と見なされた場合が対象となる。



* 肉体的・精神的拷問および「転向」への誘導
** 「転向」への誘導

一九三〇年代、思想検事は思想犯罪「処理」に習熟すると、「転向」政策などを編み出す一方で、公判や行刑を含む思想司法全般の領域で指導力を発揮しはじめる。「保護観察」と「予防拘禁」はどちらも思想検事の権限拡大である。そして、特高警察に対しても、一九三六年以降「司法警察官吏訓練規定」によって指導を強めた。こうした思想検事を中心的地位とする思想司法の中枢が、司法省の刑事局である。そこでは治安維持法とその「改正」案の立案がなされるほか、運用の態勢や方針が決められ、新たな法解釈の論理の開発も進められるのである。

では、このような過程を通じて、どれほどの思想犯の「処理」がなされたであろうか。まず、日本国内の検挙者総数は一

九四五年五月末までの司法省統計によれば、六万八三三二人に上る。これは警察から検事局に届けられた数値であるので、実際には警察限りの検挙があったはずである。さらに治安維持法違反を名とする不法な検束はおびただしい数であったと推測される。上記の人数は、最小限の検挙者数と押さえることができる。これらのうちから検事局に送検されたのは約一万七六〇〇人、送検率は二五％である。検事による取調で起訴処分となったのは約六六〇〇人、検挙者からみた起訴率は一〇％弱となる。起訴され公判となれば、免訴あるいは無罪となるケースは稀となる。本論で述べるように、検挙、起訴・不起訴、判決の程度などの基準は、社会運動との対抗状況や社会情勢との関係で次第に拡張される傾向にあり、一定ではない。たとえば、一九三三年段階で検挙・警察限りでの釈放となるような「犯罪」行為も、三七年段階では送検起訴され執行猶予付の有罪となるのである。それは、四一年段階では実刑判決となっていく。こうした「処理」の厳罰化こそ、治安維持法運用の一貫した法則であった*。

* 戦前の司法省統計には表れないが、治安維持法と表裏一体をなした特高警察官の拷問・虐待による犠牲者は多数にのぼった。治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の調査によると、

特高の拷問などによる明らかな虐殺

六九人

(この中には、日本共産党の指導者岩田義道、小林多喜一らがいる。上田茂樹は闇から闇に葬られた)

拷問・虐待などが原因で獄死

二四九人

病气その他による獄死

一五〇三人

(この中には国領五一郎、市川正一、野呂栄太郎、戸坂潤、三木清らがいる)

である。

「保護観察」の処分を受けた者は一九四四年六月までで五三三七人である。「予防拘禁」処分となった者は四五年五月までで六五人である。

以上は、あくまでも日本国内の治安維持法運用の数値である。同じ植民地でも台湾での治安維持法の発動はあまり多くなかったのに比べ、朝鮮では日本国内以上の発動。「処分」の猛威が荒れ狂った。四三年六月までの数値ながら、朝鮮におけ

る検挙者総数は二万三四五五人に上る。これは日本国内の三分の一程度だが、その後の送検率・起訴率ははるかに高く、起訴者数などの実数ではほぼ日本国内の数値に並ぶのである。しかも公判における有罪の内容は、日本国内ではなかった死刑判決を含む重いものとなり、執行猶予付となる比率は低い。「保護観察」に付した者は四一〇〇人（四四年八月現在）、「予防拘禁」に付した者は八九人（四四年九月現在）に上る。植民地支配の苛酷さはここにも確認しうる。

「満洲国」における治安法令の運用の実態は、朝鮮をもしのぐ苛酷さであったと推測される。日本の治安維持法に準じた暫行懲治叛徒法の発動自体は少ないが、それは「反満抗日運動」を「匪賊」として軍事力・警察の武力で「処分」し殺戮してしまうからである。その「匪賊」の鎮圧に目途がついて公布施行された「満洲国」治安維持法も、「反満抗日運動」弾圧のカモフラージュにすぎなかった。

*

一九二五年以後の治安体制は、まさに治安維持法体制といふべきものであり、担い手や機能と、抑圧取締の根拠・武器たる治安法制の両面でそれ以前の治安体制からの転回があった。

前者から。それまで内務省・特高警察のほぼ独壇場であった社会運動の抑圧取締の領域に、司法省・思想司法が大きくい込むとともに、軍・憲兵（反戦反軍運動）、外務省（外務省警察・情報蒐集）、文部省（学生運動・教職員組合運動）、農林省（農民運動）、逓信省（郵便検閲・逓信労働者運動）、大蔵省（税関による出版物の規制）などがそれぞれの機能を果たしていくことになった。なかでも憲兵と外務省警察は治安維持法を発動する権限をもった。さらに植民地において同様な統治機構があった。特高警察と思想司法を基軸に、支配統治機構の各部分が治安機能の一角を分担しつつ、それらが総体として天皇制国家の治安体制をかたちづくっていたのである。

つぎに治安法制について。「国体」変革と「私有財産制度」否認を目的とする結社行為への嚴罰を規定した治安維持法は、それ自体の拡張解釈とその追認の「改正」で適用の範囲と威力を飛躍的に伸ばすにとどまらなかった。あらゆる反体制運動・思想・信仰をも重層的かつ効率的に取締り、逼塞させるために配置された膨大な治安法制の総元締め・頂点的位置にあ

って、それらの運用を保証し、懲慥したのである。強力な司法処分を遂行する治安維持法を後景に控えることによって、とくに特高警察の活動を自在とする行政警察的な法規の運用が可能となった。しかも治安維持法自体が行政警察的に活用され、反体制運動の未然の鎮圧が日常化した。こうした治安法制は広範多岐にわたったので、「思想の取締に当れる人達が日常の事務上の便宜と此等法規に関する正解」（柴田義彦『思想取締関係法令総攬』一九三二年）を得るために、何冊もの解説書が刊行されているほどである。また特高関係の参考書にも、主要な治安法令の解説と条文が収録されている（たとえば松華堂編輯部編『治安警察教本』（一九三六年）では、治安警察法・治安維持法・行政執行法・出版法・新聞紙法・不穩文書臨時取締法などを収録）。そして、治安維持法体制が究極の域に達した段階で編纂された新潟県警察部特高課『特高警察関係法令集』（一九四三年）には、実に八五におよぶ取締法令・規則類が並ぶ。治安維持法を筆頭に、思想犯保護観察法、治安警察法、行政執行法などをつづく。

最後にこれらが全体としてどのように治安法制を組み立てているのかを簡単にみておこう。一部に爆発物取締罰則（一八八四年）のように自由民権運動への抑圧取締に淵源するものもあるが、治安警察法と行政執行法がいずれも一九〇〇年に制定されていることに象徴されるように、絶対主義的統治機構の確立と資本主義社会の形成過程において、反体制的な社会運動や言論活動を封じ込めるために明治前半の治安法制とは異なる新たな治安立法群が生み出された。出版法（一八九三年）と新聞紙法（一九〇九年）も同様な取締観に立つといえる。それらは結社・集会の届出主義や公安秩序を乱す者の検束、出版物の発売頒布禁止などの警察の行政処分による抑圧取締を第一義としており、初期社会主義運動や労働運動に対しては有効に機能した。しかし、一九二〇年代になると、急激に勃興する社会運動に明治後半以来の治安体制は対応しきれなくなつた。ここに、強力な司法処罰が断行できる治安維持法の成立があつたのである。といつても、治安維持法の運用ですべての社会運動の抑圧取締が可能になるわけではなく、従前の治安警察法や行政執行法、出版法令などによる行政処分は活用されつづけ、多くは一九四五年まで命脈を保った。そして、前述のようにオールマイティな治安維持法の存在を前提として、社会運動取締の各状況に応じた行政警察的法規の発動がなされた。

刑法との関係ではその特別法に位置する治安維持法、そして思想犯保護観察法・国防保安法（一九四一年）・軍機保護法

(一九三七年)などは、その嚴重な司法処罰の威嚇によって、組織的な、あるいは重大と判断される反体制的な活動や戦争遂行に対する批判や障害を鎮圧・禁止する法秩序を構成した。この法秩序の周辺では、軽微と判断される反体制的運動や戦争遂行への不満や流言蜚語を未然にみつとるために、より日常的に、より便宜的に運用の可能な行政執行法や警察犯処罰令をはじめとする警察法令が活用され、もう一つの広範な法秩序を構成していた。

そして、こうした二重の法秩序の基底には、刑法(一九〇八年施行)の治安規定があった。すなわち、「大逆罪」「不敬罪」とともに「内乱罪」「外患罪」「騒擾罪」などがあり、一九四一年の小「改正」では「安寧秩序ニ対スル罪」も加わった。一九一〇年の幸徳秋水らに対して「大逆罪」が発動されるが、これはすでに行政警察的処分で社会主義運動に打撃を与えていたものの、警察法令ではその壊滅は困難だったため、刑法第七三条によるフレームアップが図られたもので、この時点では大きな成果をあげたのである。しかし、治安維持法成立後、実行政行為のあった一九三二年の「桜田門事件^{*}」を除き、「大逆罪」は発動されていない。これは、一時は「大逆罪」に期待されていた治安機能が、治安維持法などに取って代わられたことを意味する(前掲『特高警察関係法令集』所収の「刑法」抄でも、第七四条の「不敬罪」はあるが第七三条の「大逆罪」の条文は入っていない)。依然として「不敬罪」の活用はあったものの、総じて刑法の治安規定はその大仰さや立件の難しさも手伝って休眠状態となったといえよう。それらによらずとも、治安体制はその特別法たる治安維持法などによって十分以上に確保される状況となっていたからである。

^{*} 一九三二年一月八日、上海の朝鮮独立運動組織の李奉昌が天皇の馬車に爆弾を投じた事件。未遂におわったが、李は「大逆罪」で一〇月死刑となった。

また、治安維持法は自らその運用の範囲と威力を拡張することで、自動的にその「ファッショ法」としての性格を強め、近代法の体系自体を変質させる原動力ともなった。言論出版集会結社等臨時取締法(一九四一年)や戦時刑事特別法・裁判所構成法戦時特例(いずれも四二年)などは、国家総動員法とともに治安維持法が治安や秩序の観念を「ファッショ化」したあとに容易に成立したのである。

これらの意味において治安維持法は、その制定以降、一貫して全治安法制の支柱を成し、最強・最高の武器でもあった。